



# 秋田県公報

## 目次

ページ

### 告示

○道路の供用開始(五二六・道路課)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十九年十月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	比内田代線	大館市板沢字乙上野二八番一地 先から字板沢下二七五番二地先 まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年十一月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十一月一日から同月十四日まで

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄